

埼玉県平成30年度第2回公募公債（5年）  
発 行 要 項

- |  |  |                       |
|--|--|-----------------------|
| 1. 発行者の名称  | 埼玉県  | 信金中央金庫                |
| 2. 発行総額  | 金200億円   | 野村證券株式会社（代表）          |
| 3. 発行の目的   | 平成30年度借換資金   | 大和証券株式会社              |
| 4. 各公債の金額  | 10万円   | みずほ証券株式会社             |
| 本公司債については「社債、株式等の振替に関する法律」<br>(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。  |  |                       |
| 5. 利率  | 年0.040%  | S M B C 日興証券株式会社      |
| 6. 発行価額  | 額面100円につき金100円   | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| 7. 償還金額  | 額面100円につき金100円   | ゴールドマン・サックス証券株式会社     |
| 8. 償還の方法及び期限   |  | 岡三証券株式会社              |
| (1) 本公司債の元金は平成35年4月18日にその総額を償還する。  |  |                       |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。   |  |                       |
| (3) 本公司債の買入消却は、いつでもこれを行うことができる。  |  |                       |
| 9. 利息支払の方法及び期限   |  | 東海東京証券株式会社            |
| (1) 本公司債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成30年10月18日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各18日にその日までの前半か年分を支払う。 |  |                       |
| (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。                      |  |                       |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。  |  |                       |
| (4) 償還期日後は、利息を付けない。  |  |                       |
| 10. 申込期日   | 平成30年4月11日   |                       |
| 11. 募入方法   | 応募超過の場合は、本公司債の引受並びに募集の取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。  |                       |
| 12. 払込期日   | 平成30年4月18日   |                       |
| 13. 募集の受託会社  | 株式会社埼玉りそな銀行  |                       |
| 14. 引受並びに募集の取扱会社   | 株式会社埼玉りそな銀行（代表）<br>株式会社みずほ銀行<br>株式会社三井住友銀行<br>株式会社りそな銀行<br>株式会社三菱UFJ銀行<br>株式会社武蔵野銀行<br>株式会社東和銀行<br>株式会社群馬銀行<br>株式会社足利銀行<br>三井住友信託銀行株式会社<br>埼玉県信用金庫 |                       |